

## 見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文の電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプルを送る**」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後**2カ月連続**、同じサプリメントが**届いた**ので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「**1年定期**」と記載があった。注文した覚えはない。

（80歳代）

サンプルじゃないの!?



©Kurosaki Gen

# サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

## ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第447号（2023年3月28日）発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **829-1234** または **消費者ホットライン 188**

**時間 10時～17時（土日祝も可 月曜定休）**